

IP oasis クラウド利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 IP オアシス（以下「当社」といいます。）が提供する商標管理ソフトウェア「IP oasis クラウド」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を、本サービスを利用する全ての契約者（第3条に規定します。）と当社との間で定めるものです。

第1条 （本規約への同意）

1. 契約者は、本規約に従って本サービスを利用し、本規約に同意しない限り本サービスを利用することはできません。本サービスに関して契約者と当社との間で別途定める申込書、契約書、規約、覚書等（以下、総称して「個別規約」といいます。）に規定する内容は、契約者との間で本規約の一部を構成します。なお、個別規約において、本規約と異なる定めをした場合には、個別規約の定めが本規約の定めに優先して適用されます。
2. 契約者が本規約に同意のうえで当社に対して、当社の定める方法で本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾した時点で本サービス利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。

第2条 （本規約の改定・変更）

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、契約者の承諾を得て、本規約の内容を変更できるものとします。但し、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、契約者の承諾があったものとみなすことができます。なお、本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項に基づき本規約の内容を変更する場合、当該変更の効力が発生する日以前に、変更後の本規約及び変更の効力が発生する日を当社所定の方法により契約者に通知します。
3. 当社は、前項に基づき通知された本規約の変更の効力が発生する日以後に、契約者が本サービスを利用した場合、契約者が当該変更に合意したとみなすことができます。

第3条 （用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 「契約者」

本規約の内容に承諾のうえ、本サービスの利用を申し込み、当社との間で本契約を締結した契約主体である法人、機関等

(2) 「提携事務所」

契約者から依頼を受けて、商標調査又は管理業務を遂行するために本サービスを利用する法律事務所、特許事務所等

(3) 「ユーザー」

契約者が承認した本サービスを利用する者

(4) 「トライアルユーザー」

第8条に規定する無償トライアルを利用するユーザー

(5) 「ユーザーID」

契約者がユーザーに付与する、ユーザーを識別するために用いられる符号

(6) 「本サービス利用料」

契約者が本サービスを利用するにあたり発生する料金

第4条 （本サービスの機能）

1. 本サービスは、商標調査・管理業務を補助又は支援するソフトウェアです。なお、本サービスは、契約者の商標権に関するあらゆる情報を検出するものではなく、契約者は、本サービスのかかる特性を踏まえ、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします。
2. 本サービスは現状のままで提供されるものであり、本サービスの機能追加・改善を目的として、当社の裁量により本サービスの機能の一部の追加・変更を行うことがあります。

第5条 （利用許諾及び制限）

1. 契約者は、契約者自身の商標調査・管理業務において利用することを目的としてのみ本サービスを利用することができ、当該目的以外の目的で利用することはできません。
2. 契約者は、前項の定めにもかかわらず、当社の事前の承諾のない限り、次の各号の態様で本サービスを利用することはできず、また、ユーザーをして、次の各号の態様で本サービスを利用させることはできません。
 - (1) 第三者に対して本サービスの全部又は一部の機能に対するアクセス権を付与する等の方法により、本サービスの転売、再販売、サブライセンス、その他商業目的で利用すること
 - (2) 商業目的であるか否かを問わず、本サービスの操作画面及び製品画面を第三者に開示又は公開すること（但し、次項に定めるユーザーとして指定できる者に対して開示又は公開することを除きます。）

3. 契約者は、契約者並びに契約者の親会社、子会社及び関連会社の役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず、自己並びに自己の親会社、子会社及び関連会社の業務に従事する者をいいます。以下同じ。）及び提携事務所の役職員のみをユーザーとして指定することができるものとし、その他第三者に本サービスを利用させることはできません。
4. 契約者は、自ら又は提携事務所をして、ユーザーに対し、本規約に定める条件を周知し、これに従わせるものとします。

第6条 （ユーザーID）

1. ユーザーID は、当社が定める方法及び利用条件に基づいて、当社がユーザーに付与します。
2. 契約者は、自らの管理責任により、ユーザーのユーザーID を不正使用されないよう管理します。
3. 契約者は、いかなる場合も、ユーザーID をユーザー以外の第三者に開示、貸与することはできず、また一つのユーザーID を複数人で使用させることはできません。
4. 当社は、ユーザーID の不正使用によって契約者に生じた損害について責任を負いません。当社は、当該ユーザーID による本サービスの利用行為については、全て契約者に帰属するものとみなすことができます。

第7条 （本サービス利用料及び支払方法）

1. 契約者は、当社に対し、個別規約で定める本サービス利用料を支払います。
2. 契約者は、本サービス利用料を、個別規約で定める方法により当社へ支払います。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
3. 契約者が、本サービス利用料を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として支払います。

第8条 （無償トライアル）

1. 当社は、本サービスの無償トライアルを希望するユーザーに対して、当社が別途定める期間、無償トライアルを提供する場合があります。
2. トライアルユーザーによる本サービスの利用については、第 7 条（本サービス利用料及び支払方法）及び第 28 条（契約期間及び自動更新）の規定は適用されないものとします。
3. 無償トライアル期間終了前までにトライアルユーザーが当社が別途指定する方法により本サービスの利用契約を締結しない場合、無償トライアルは当該期間の満了をもって終了するものとします。この場合、当社は、トライアルユーザーが本サービスに

入力したデータを削除することができるものとし、当該データの保存義務を負わないものとします。

第9条 （監督責任）

1. 契約者は、本サービスの利用に関して、ユーザーをして、本規約を遵守するよう監督し、ユーザーの意思表示、通知、その他一切の行為について、契約者としての責任を負います。
2. 契約者は、ユーザーによる本規約の違反を認識した場合には、当社に対し、速やかに通知します。

第10条 （ご利用環境の整備・維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にてユーザーの設備を設定し、本サービスの利用のための環境を維持します。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してユーザーの設備をインターネットに接続します。
3. 契約者の設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービスの利用のための環境に不具合がある場合、当社は、ユーザーに対して本サービスの提供義務を負いません。
4. 契約者は、本サービスの利用にあたり、自己の責任において日本国内外の各種法令（個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）を含みますが、これに限りません。）又は規制等を遵守し、利用します。

第11条 （データのバックアップ）

契約者は、自己の責任において本サービスに入力されたデータのバックアップを行い、当社は、当該データのバックアップを行う義務を負いません。

第12条 （個人情報の取扱い）

1. 当社は、個人情報について、当社が別途定めるプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に則り、適正に取り扱います。
2. 当社は、本サービスに入力されたデータに個人情報が含まれていた場合、個人情報保護法及びプライバシーポリシーに基づいて、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理します。

第13条 （業務の委託）

当社は、本サービスの提供・運用・機能改善、その他利便性向上のために必要な場合には業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。この場合において、当社は、当

該委託先に本規約に基づき自己が負う義務と同等以上の義務を課し、当該委託先の義務違反については契約者に対し責任を負います。

第14条 （禁止行為）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならず、ユーザーに次の各号のいずれかに該当する行為をさせてはなりません。
 - (1) 当社又は他の契約者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
 - (2) 自己又は自己並びに自己の親会社、子会社及び関連会社の役職員並びに提携事務所その他の第三者をして国内外において本サービスを構成する技術、システム、機能、意匠等に関し特許申請その他知的財産権を設定する行為、類似製品を開発又は提供する行為その他本サービスに関する権利又は利益を損なう行為
 - (3) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - (4) 法令に違反する行為
 - (5) 他の契約者の利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
 - (6) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - (7) 本サービスを構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
 - (8) 本サービスに関し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を実施する行為
 - (9) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (10) 他人のユーザーIDを使用する行為又はその入手を試みる行為
 - (11) 反社会的勢力等へ利益を供与する行為
 - (12) 本サービスに関して虚偽の内容を含む情報を第三者に伝達又は公衆送信する行為
 - (13) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、本サービスの利用に関連する契約者による行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、契約者に、当該行為の差止めを請求、又は事前に通知することなく、契約者により送信された情報の全部又は一部を削除することができます。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第15条 （規約違反に対する措置等）

1. 当社は、契約者が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催

告することなく、当該契約者について本サービスの利用を一時的に停止し、又は本契約を解除することができます。本条に基づき本契約を解除した場合、契約者は、当社に対し、一切の費用の返還を求めることはできません。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 本サービスの利用にあたり当社に提供した情報又は当社が契約者に要請した情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 当社、他の契約者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (5) 当社の信用を傷つけた場合又はそのおそれがある場合
 - (6) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (7) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
 - (8) 営業の全部又は重要な部分を他に譲渡した場合
 - (9) 合併等により経営環境に大きな変化が生じた場合
 - (10) 信用に不安が生じた場合
 - (11) 営業を廃止した場合、又は清算に入った場合若しくはそれらのおそれがある場合
 - (12) 当社に不利益をもたらした場合、又は不利益をもたらすおそれがある行為をした場合
 - (13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (14) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (15) 契約者が当社の取引基準に照らし不適格であると当社が判断した場合
 - (16) 当社が、契約者が当社に通知した連絡先に一定期間合理的と認められる方法で連絡したにもかかわらず、連絡が取れない場合
2. 契約者は、前項各号に該当した場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の債務を弁済するものとします。
 3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第16条 （損害賠償）

1. 当社は、本規約に違反することにより契約者に損害を与えた場合、これにより契約者に生じた直接かつ現実の損害を賠償するものとします。但し、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の総額は、かかる責任発生時点を基準に、過去1年間に当社が契約者から受領した本サービス利用料の合計額を上限とします。

2. 契約者は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
3. 契約者が、本サービスの利用に関連して、提携事務所、他の契約者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、当該クレーム又は紛争等が契約者の責めに帰すべき事由によって生じた場合には、契約者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告します。
4. 契約者による本サービスの利用に関連して、当社が、提携事務所、他の契約者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、契約者は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。但し、当社の故意又は重大な過失に起因する場合はこの限りではありません。

第17条 （機密保持）

1. 契約者及び当社は、本サービスの導入及び利用に関し、相手方から開示された機密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、機密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービスの導入及び利用に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報（疑義を避けるために付言すると、本サービスに入力された情報や本サービス利用料を含みます。）をいいます。
2. 前項にかかわらず、次の各号の情報は、機密情報に該当しません。
 - (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された機密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
3. 契約者及び当社は、本契約に関連して機密情報を知る必要のある自己並びに自己の親会社、子会社及び関連会社の役職員であって機密保持義務を負う者及び弁護士、会計士税理士その他の法律上守秘義務を負う外部アドバイザーにのみ機密情報を開示でき、かつ当社の提供するサービスの導入・利用・開発・提供・運用・機能改善、その他利便性向上の目的以外の目的には機密情報を利用してはなりません。
4. 契約者及び当社は、本サービスの終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い機密情報を速やかに返還又は廃棄します。
5. 契約者又は当社は、法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された場合、必要な範囲で機密情報を公開又は開示することができます。

第18条 （知的財産権の帰属）

1. 契約者及び当社は、本サービスを構成する一切の発明、考案、意匠、著作物、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの等及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報に関する、特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。）、商標権を含む一切の権利が当社に帰属することを確認します。なお、疑義を避けるために付言すると、契約者は、第 5 条（利用許諾及び制限）第 1 項に基づき、本サービスを利用することができます。
2. 当社が本サービスの提供・運用・機能改善、その他利便性向上のために本サービスに関連して当社が作成した一切の著作物に関して、これらの著作物に契約者の著作物が含まれる場合であっても、契約者は、著作者人格権を行使できません。

第19条 （契約の途中解約）

契約者は、個別規約の契約期間中であっても、当社に対して書面により申し出ることにより、当該契約を解除し、もって本契約を解除することができます。残存する契約期間に係る未払いの本サービス利用料があるときは、契約者は、当社に対し、残存期間分の本サービス利用料を、当社が別途定める期日までに一括して支払うものとします。また、契約者は、残存する契約期間にかかわらず、本サービス利用料その他一切の費用の返還を求めることはできません。

第20条 （本サービスの変更・停止・終了等）

1. 当社は、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができます。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができます。この場合において、当社は契約者に対して、できる限り事前に通知するよう努めます。
 - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 本サービスの提供に必要な外部システムの提供又は利用が遮断された場合
 - (4) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (5) その他、当社が本サービスの停止又は中断を必要と合理的に判断した場合
3. 当社は、やむを得ない事由がある場合には、本サービスのサービス提供終了予定日の 2 か月前までに契約者に通知したうえで、本サービスのサービス提供を終了することができます。この場合において、本契約は将来に向かって終了し、残期間分の本サービス利用料の支払を受けている場合には、当社は契約者に対してこれを返還します。

4. 当社は、本条により契約者に生じた不利益、損害について責任を負いません。

第21条 （保証の制限）

当社は、本サービスが、重要な点において、実質的に正常に提供されることを保証します。

第22条 （反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者又は当社が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約及び契約者と当社との間にて締結された全ての契約を解除することができます。
4. 契約者及び当社は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第23条 （連絡・通知）

1. 契約者は、当社が別途定めるところにより、当社との間の連絡先として、電話番号及びメールアドレスその他の情報を提供するものとします。契約者は、これらの情報に変更が生じた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 本サービスに関する問い合わせその他の契約者から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他の当社から契約者に対する連絡又は通知は、電子メールその他の当社の定める方法で行います。通知は、発信者からの発信によってその効力が生じます。

第24条 （地位の譲渡等）

契約者及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。但し、事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編についてはこの限りではありません。

第25条 （分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。契約者及び当社は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意します。
2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある契約者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響を及ぼしません。

第26条 （存続条項）

本契約が終了した場合でも、第12条（個人情報の取扱い）、第15条（規約違反に対する措置等）第2項及び第3項、第16条（損害賠償）、第17条（機密保持）、第18条（知的財産権の帰属）、本条（存続条項）及び第29条（準拠法及び合意管轄）は有効に存続します。

第27条 （不可抗力）

当社は、天災、戦争、内乱、暴動、疫病・感染症の流行、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力によって本サービスの利用が妨げられた場合には、本規約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって契約者に生じた損害について一切の責任を負担しません。

第28条（契約期間及び自動更新）

契約者の本契約の期間は、個別規約において定めます。但し、契約者又は当社のいずれかから 2 か月前までに当社が定める方法により本サービスの利用を更新しない旨の通知がなされない限り、当該契約は自動的に別途定める期間更新され、以後も同様とします。

第29条（準拠法及び合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条（協議解決）

契約者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議のうえ速やかに解決を図ります。